

成年後見制度ガイドブック

「成年後見制度を知ろう！」

～あなたがあなたらしく暮らしていくために～



認知症や障がいがあっても、地域で安心して暮らしていけるよう法律的に支援する制度です。

恵庭市

改訂版

《目次》

・成年後見制度について

- (1) どうして成年後見制度ができたの？なぜ必要なの？…………… P.1
- (2) どの制度を利用するの？（フローチャート）…………… P.2

・法定後見制度について

- (1) 法定後見制度の種類…………… P.3
- (2) 法定後見制度3つのパターン…………… P.4
- (3) 利用までの流れ…………… P.5
- (4) 必要な書類・費用について…………… P.6
- (5) 知っておきたいこと～制度利用に対しての注意事項～…………… P.6

・任意後見制度について

- (1) 任意後見契約の種類…………… P.7
- (2) 利用までの流れ…………… P.8
- (3) 必要な書類・費用について…………… P.8

・日常生活自立支援事業について

- (1) 日常生活自立支援事業ってどんな制度？…………… P.9
- (2) 利用費用について…………… P.10
- (3) 利用までの流れ…………… P.10

・成年後見制度 Q&A…………… P.11～P.14

・相談機関のご案内…………… P.15～P.17

成年後見制度について

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、財産の管理や必要な福祉サービスの利用契約を結ぶことが難しい方々のために、本人に代わって、このような手続の援助者（成年後見人等）を法的に定める制度です。

この制度の活用によって、財産の管理や福祉医療のサービス等の契約（身上監護と言います）だけでなく、悪質商法など不利益な契約や詐欺などから本人の権利・財産を守ることにもつながります。

(1) どうして“成年後見制度”ができたの？なぜ必要なの？(制度を支える理念)

●今までの制度と成年後見制度の導入

成年後見制度ができる前は、“禁治産・準禁治産”といった制度が本人を法的に守る役割を担っていました。法的な判断が難しい高齢者や障がい者、未成年を守る目的で作られていたという点では成年後見制度と変わりませんが、法律が作られた明治時代においては、個人の資産や権利を守るというよりは「家」やその資産を守る意味合いが強く、個人の権利を擁護する内容については不十分でした。また、禁治産・準禁治産であることが戸籍に記載されるため差別的であるといった批判から、より本人の保護と、自己決定権の尊重を重視した成年後見制度が導入されました。

●成年後見制度の3つの柱

成年後見制度は、今まであった制度（禁治産・準禁治産制度）を見直し、新しい理念のもと導入されています。

基本理念として「自己決定の尊重」「残存能力の活用」「ノーマライゼーション」という個人の権利擁護にとどまらない福祉的観点が盛り込まれています。

平成12年から始まった介護保険制度は、契約に基づく福祉サービスの利用、つまり本人の意思が反映されて介護サービスが受けられる制度体系になりました。このことで、適切なサービス利用と本人保護のための法整備が進められました。また、障がい福祉施策においても、平成15年の支援費制度から契約によるサービス利用の仕組みが導入され、平成18年に施行となった障害者自立支援法にも受け継がれています。

成年後見制度は、このような“利用者本位”（自己決定の尊重）の福祉制度の仕組みを手伝い、利用者本人を法的トラブルから保護する役割を担っているのです。

- ・自己決定の尊重…本人の自己決定を大切にすること
- ・残存能力の活用…今の本人の状態でもできる力を活かせるよう配慮すること
- ・ノーマライゼーション…障がいの有無に関わらず、皆が家庭や地域で共に普通に生活すること



(2) どの制度を利用するの…？場面で見てみよう

成年後見制度は、判断能力が不十分な方を法律に基づいて支援する制度です。こういった方がどの制度を利用すればよいのか、場面で見てみましょう。

場面①



ひとり暮らしだがまだまだ十分、自分でやっていたい。でも、将来は施設入所の手続きをしたり、財産を管理したりして欲しい。場合によっては、今から支援してもらいたいと考えている。

任意後見制度へ(P.7)

場面②



認知症の母が使うはずのない高価な健康食品や健康器具を買ってしまう。今日も新しい請求書が届いた。これ以上、被害に遭わないように何とかしたい。

法定後見制度へ(P.3)

場面③



私が死んだり、認知症になったとき知的障がいのある子どもの将来が心配。

任意後見制度へ(P.7)

法定後見制度へ(P.3)

場面④



まだ自分で判断して生活を送れるが、福祉サービスの利用や公共料金の支払を忘れていたり、日常的な生活費の管理ができないことが…。生活費の管理などを手伝って欲しい…。

日常生活自立支援事業へ(P.9)

法定後見制度について

私たちの日常生活は、ほとんど契約によって成り立っています。アパートを借りたり、介護保険・障がい福祉サービスを利用したり、治療・入院したりするときも契約が必要になります。

しかし認知症や、知的障がい、精神障がいなどによって、適切に契約行為や財産管理ができず、本人にとって不利益な結果を招く恐れもあります。

法定後見とは、本人の判断能力が不十分な場合であっても権利や財産を保護できるように、家庭裁判所が本人・配偶者・四親等内の親族（P 1 2 参照）、市町村長等の申立により、法定後見人等を選定し、本人をサポートする制度です。

法定後見人等(法定後見は3つのタイプがあります)には次に挙げる権限が本人に代わって与えられます。

- ①本人が行おうとする行為に同意する(同意権)
 - ②既にしてしまった契約を取消す(取消権)
 - ③本人の意思を代弁し、本人がすべき契約(法律行為)を本人に代わって行う(代理権)
- ※後見類型以外の類型(保佐・補助類型)はどの権限を付けるかを定める必要があります。

(1) 法定後見制度の類型

法定後見



後見

(対象になる方)

- ・精神上の障がいにより判断能力がまったくない状態の方。
- ・本人は日用品の購入や日常生活に関すること以外の法律行為を自分で行うことができません。
- ・法定後見の中では一番重い状態です。

保佐

(対象になる方)

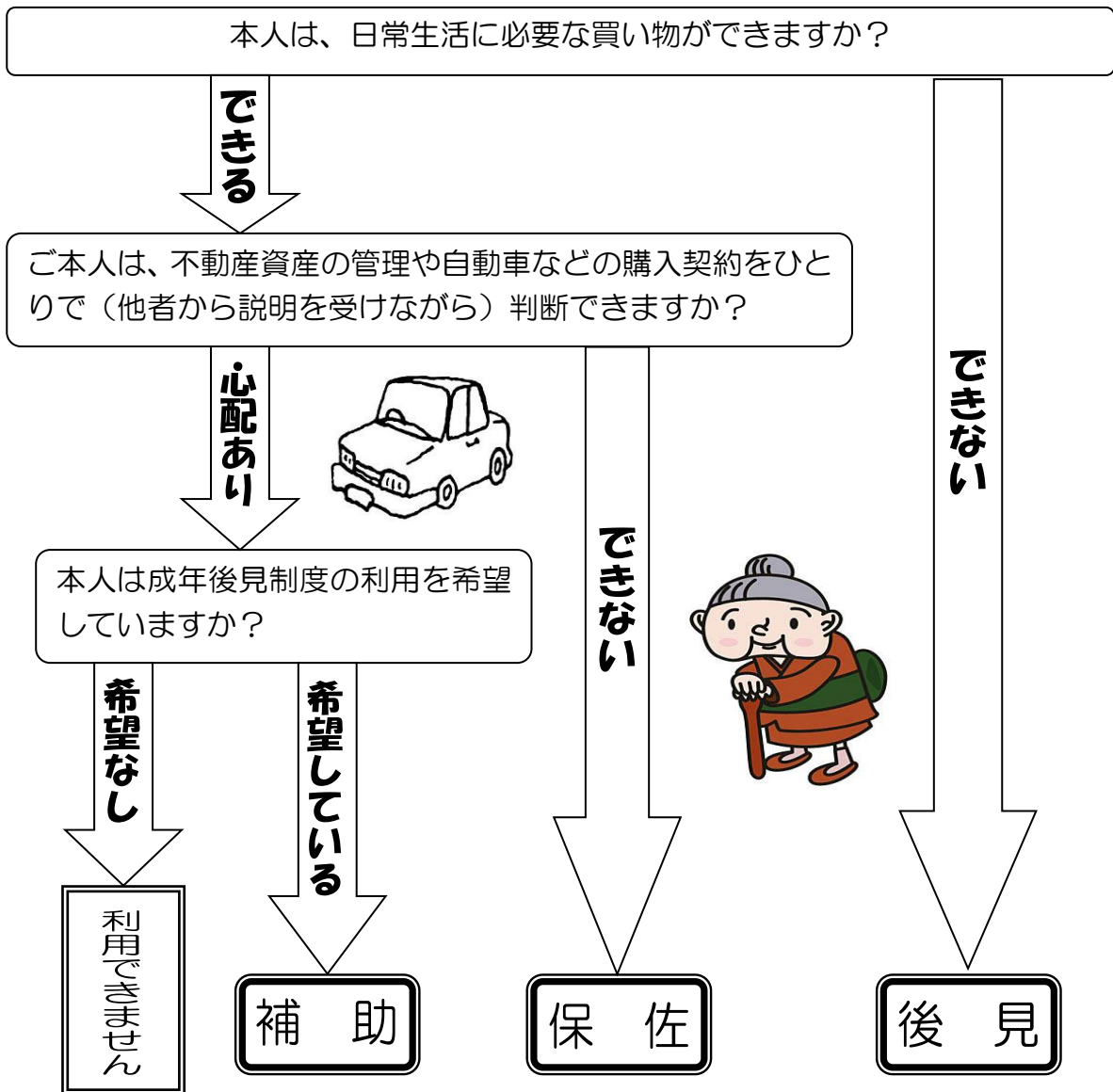
- ・精神上の障がいにより判断能力が著しく不十分な方です。
- ・後見類型よりも物事を判断する能力があり、補助類型より判断能力のレベルが低い方。
- ・日用品の買物程度は出来ても不動産の売買など、重要な取引や契約などができない状況です。

補助

(対象になる方)

- ・精神上の障がいにより、判断能力が不十分な方。
- ・保佐類型より判断能力がある状態。
- ・程度としては、不動産の売買などの重要な取引を一人でするには不安がある場合などです。

(2) 法定後見制度3つのパターン



※上記した図はあくまでも目安です。具体的な本人の状況等によりどの類型になるかが決まります。

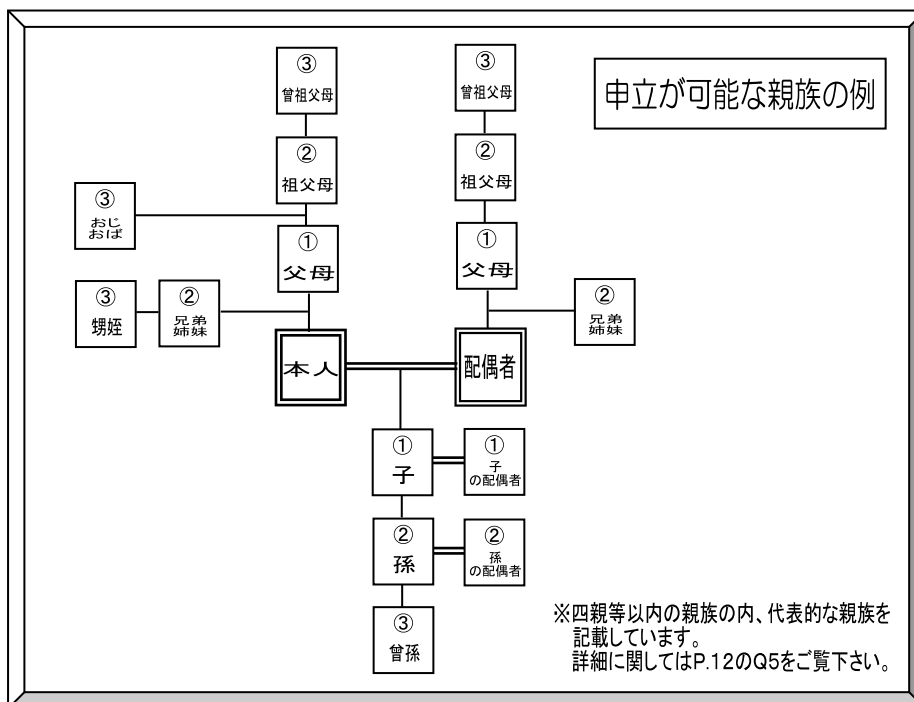


(3) 利用までの流れ

後見、保佐、補助開始の審判は申立により行われます。申立があると、同時に家庭裁判所調査官による調査、家事審判官による審問が行われます。また、申立の区分によっては医師による鑑定を受けることがあります。これらの結果を総合して、家事審判官が決定します。

★申立てが出来るのは、本人、配偶者、四親等内の親族（P12参照）、市町村長などです。

- ① **手続き案内
(家庭裁判所)**
 - ・後見等の開始手続きの流れや、必要な書類について説明を受けます。また、成年後見手続説明のDVDなども見ることが出来ます。
- ② **申立準備**
 - ・家庭裁判所で申立に必要な書類一式を受取り、診断書、戸籍謄本、申立書の作成等の準備をします。
 - ※診断書(成年後見制度用。家裁から受取った書類に入ってます)の作成は主治医の先生に頼みます。
- ③ **申立**
 - ・申立書などの書類や、申立手数料などの費用を用意し、家庭裁判所へ申立を行います。
 - ※申立のため来庁する日程を、電話連絡などで決めている家庭裁判所もあります。
- ④ **審問・調査・鑑定等
(家庭裁判所)**
 - ・申立後、裁判所の職員が申立人、後見候補者、本人などから状況・事情を確認します。また、必要に応じ家事調査官が事情をたずねることもあります。
 - ※本人の判断能力によって医師による鑑定を行うことがあります。
- ⑤ **後見等の開始
(後見人等の選任、開始)**
 - ・審判が確定すると、成年後見登記ファイルに所定の事項が記載され、成年後見人等の仕事が開始されます。
 - ※専用の登記簿に登録され、戸籍には記載されません。



(4) 必要な書類・費用について

●必要な書類

1. 申立書類…申立書、申立書附票（財産目録含）、後見人等候補者身上書
2. 本人に関する書類…戸籍謄本及び附票、登記されていないことの証明書、診断書等
※その他「申立てについての同意書」（補助開始の場合）、「同意権・代理権の付与についての同意書」（補助開始、保佐開始の場合）が必要になります。
3. 候補者に関する書類…戸籍謄本、住民票、身分証明書（本籍地の市町村で申請）
4. 申立人に関する書類…戸籍謄本、住民票
※候補者が申立人でもある場合、候補者分だけで結構です。

●必要な費用

1. 収入印紙(申立費用)…800円～2,400円
2. 収入印紙(後見登記費用)…2,600円
3. 郵便切手…3,180円程度
4. 鑑定料…60,000円前後

※その他、診断書作成料、戸籍謄本発行手数料等の費用も別途必要となります。

※上記した費用はあくまでも目安です。詳細は家庭裁判所にご確認下さい。

※申立に必要な費用は、基本的に申立人が負担することになります。

※鑑定について…本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するため、医師による鑑定を行うことがあります。この場合、鑑定料が必要となります。鑑定が必要となる事案では、申立の時に鑑定料をあらかじめ納めてもらうことがあります。

(5) 知っておきたいこと～制度利用に対する注意事項～

1. 成年後見制度を利用した場合に、選挙権や医師・税理士などの資格を失う等、制限がある場合があります（主に後見、保佐類型）。
2. 保佐・補助を利用される場合には、同意権・代理権は申立てによって付与されます。
3. 成年後見人等は施設入所の際などの身元引受人になることは出来ません。
4. 禁治産制度では、浪費者も対象となっていました。成年後見制度では浪費者は対象となりません。

※上記した内容は注意したいことのほんの一部です。詳しくは家庭裁判所にご確認下さい。

任意後見制度について

判断能力が十分にあるうちに、自分の判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ保護・支援する人を決めておく制度です。

この制度は、本人とその人を将来、保護・支援する人とが納得した上で契約することになります。

●どんな人が対象になるの？

判断能力に問題なく任意後見契約の意思があり、その内容が理解できる方。

●手続きはどうするの？

将来、保護・支援する人（任意後見受任者と言います）と財産管理や入院、入所の契約など支援してもらう内容を決めます。内容が決まったら、「公証役場」で公正証書を作成し、任意後見人受任者と契約を行います。

(1) 任意後見契約の種類

任意後見契約には次の3つの種類があります。

将来型：将来、認知症などになった場合に備えて、あらかじめ保護・支援する人やその保護・支援の内容を決めておきたい。

移行型：本人の判断能力（契約行為等はできる）はあるが、お金の管理等に不安があり、今のうちから保護・支援する人を決めて支援してもらいたい。

※任意後見契約と同時に委任契約を結びます。

即効型：本人の判断能力がやや不十分（法定後見まではいかない）な場合、任意後見契約した時点ですぐに保護・支援する人に支援してもらいたい。



(2) 利用までの流れ

- ① 任意後見人候補者の検討
援助内容等の検討
・任意後見人を頼みたい方を決めて、希望する生活プラン、支援内容を
その方とよく話し合います。
 - ② 任意後見契約の締結・登記
(公正証書の作成)
・任意後見人を頼みたい方(任意後見人候補者)と一緒に「公証役場」
にて契約を行います。(公正証書が作成されます)
- 認知症等により判断能力が低下してしまったら…
- ③ 家庭裁判所に申立
(任意後見監督人の選定等)
・申立人(任意後見受任者、本人、配偶者、四親等以内の親族)により
任意後見監督人選定の申立を家庭裁判所へ行います。
 - ④ 家庭裁判所による審判
・面接、本人調査、親族への意向等を確認し、家庭裁判所が任意後見
監督人を選任します。
 - ⑤ 確定・登記(任意後見スタート)
・通常2~3ヶ月で家庭裁判所での審判が確定(任意後見監督人の選
定)し、登記されます。登記と同時に任意後見契約にもとづき保護・支
援が開始されます。

(3) 必要な書類・費用について

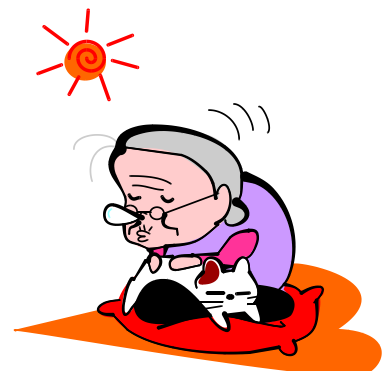
●必要な書類

- ・委任者(本人) … 戸籍謄本・住民票・印鑑登録証明書
- ・受任者(任意後見人) … 住民票・印鑑登録証明書

●必要な費用

- ① 基本手数料
(将来型) …… 11,000円
(移行型) …… 22,000円
- ② 登記手数料 …… 1,400円
- ③ 収入印紙代 …… 2,600円
- ④ 郵便料金代 …… 600~800円程度

※その他に書類代(正本・謄本代等)として1万円前後がかかります。また、任意後見契約公正証書の内容や地域によって、費用は前後します。詳しくはお近くの公証役場にご確認下さい。



日常生活自立支援事業

この事業は、恵庭市社会福祉協議会で実施している、地域で安心して生活できるようサポートする福祉サービスです。具体的には福祉サービスの利用手続き、日常の生活費の管理、重要な書類の預かりなどの支援を行っています。

※恵庭市社会福祉協議会には、福祉に対する熱意と知識を持った方々が生活支援員として登録されており、この登録者の中から各ケースの状況に応じて適任者が選任され、活動します。

(1)日常生活自立支援事業ってどんな制度？

◆ご利用いただける方◆

高齢者の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など判断能力が十分でない方や、日常生活において契約や金銭管理などの判断能力に不安のある方が利用できます。

※医師による認知症の診断や療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の有無は問いません。

※原則として、在宅生活の方、在宅生活する予定の方を対象としています。

※成年後見制度を利用して、本事業の契約をすることもできます。

※契約に基づきサービスが提供されるため、契約能力（具体的な援助内容理解力）が必要となります。

◆サービスの内容◆

利用される本人と相談の上、提供するサービスの内容、回数を定めた「生活支援計画」を作り、計画に基づいて「生活支援員」がご自宅を訪問して以下のサービスを提供します。

①福祉サービスの利用援助（福祉サービスの情報提供や利用手続きの援助、利用料支払い等）



生活支援員が訪問して、生活の困りごとや心配ごとのご相談を受けます。

②日常的な金銭管理サービス（公共料金の支払いや年金受領の確認、生活費の預金引き出しなど日常的なお金の管理のお手伝い）



生活支援員が訪問して、銀行から生活費を払戻すお手伝いや、生活費の使い方をアドバイスします。

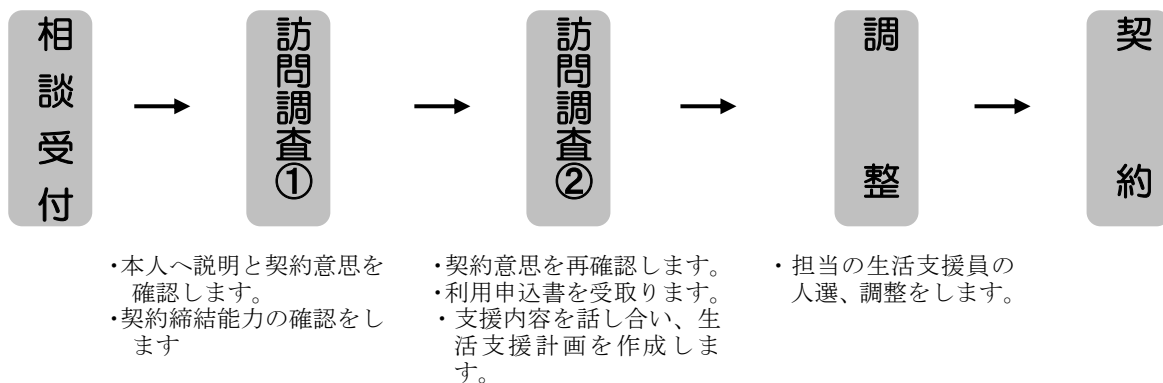
③書類等の預かり（定期預金通帳や印鑑、年金証書等大切な書類の保管）



(2)利用費用について

- ①訪問1回あたり（1時間程度）の支援で1,200円の利用料
- ②生活支援員の交通費実費
（自家用車使用の場合は一律300円、公共交通機関利用の場合は実費）
※生活保護を受けている方は上記①②は無料となります。
※利用締結前の相談等に係る経費も無料です。
- ③書類等の預かりで金融機関の貸金庫等を利用する場合は貸金庫利用料の実費

(3)利用までの流れ



相談を受けた職員が訪問し、本人と提供するサービスの内容について話し合い、生活支援計画を立て、契約を結びます。（相談や訪問にかかる経費は無料です。）

成年後見制度 Q&A

1. 法定後見制度申立前に…

Q1. 成年後見人、保佐人、補助人にはどんな人が選ばれるのですか？

A. 特に資格等ありませんが、家庭裁判所が最も適任だと思われる方を選任します。本人が必要としている支援の内容によっては、申立の際に挙げた候補者以外の方（弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職）が選任されることもあります。また、次に該当する人は選任されません。

- ①未成年者
- ②かつて家庭裁判所で後見人等を解任されたことがある人
- ③破産者
- ④本人に対して訴訟をしている又はしたことがある人、又はその配偶者、直系家族にあたる人。
- ⑤行方が分からない人

※様々な事情を考慮し家庭裁判所が選任しますので、上記した項目に該当しなくても後見人等に不適切（本人に対し不利益がある）と判断された場合、選任されないこともあります。

Q2. 成年後見制度を利用すると、戸籍に記載されてしまいますか？

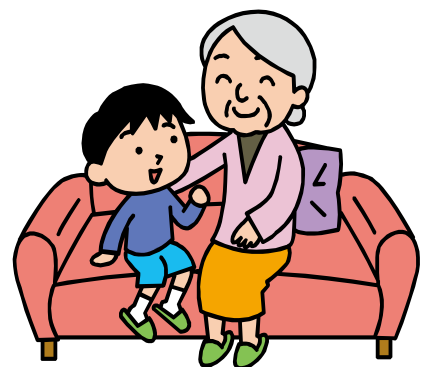
A. 前制度（禁治産・準禁治産制度）では戸籍に記載されましたが、成年後見制度では戸籍に記載されることはありません。成年後見制度では「成年後見登記制度」が導入され、東京法務局の後見登記ファイルに記載されます。（一般的に非公開とされ、本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等による交付申請を行えば、「登記事項の証明書」の発行が可能です。）

Q3. 成年後見の申立から選ばれるまでどのくらいの時間がかかりますか？

A. 個々の事案によって異なりますので一概には言えませんが、申立から審判まで概ね2～4ヶ月かかります。

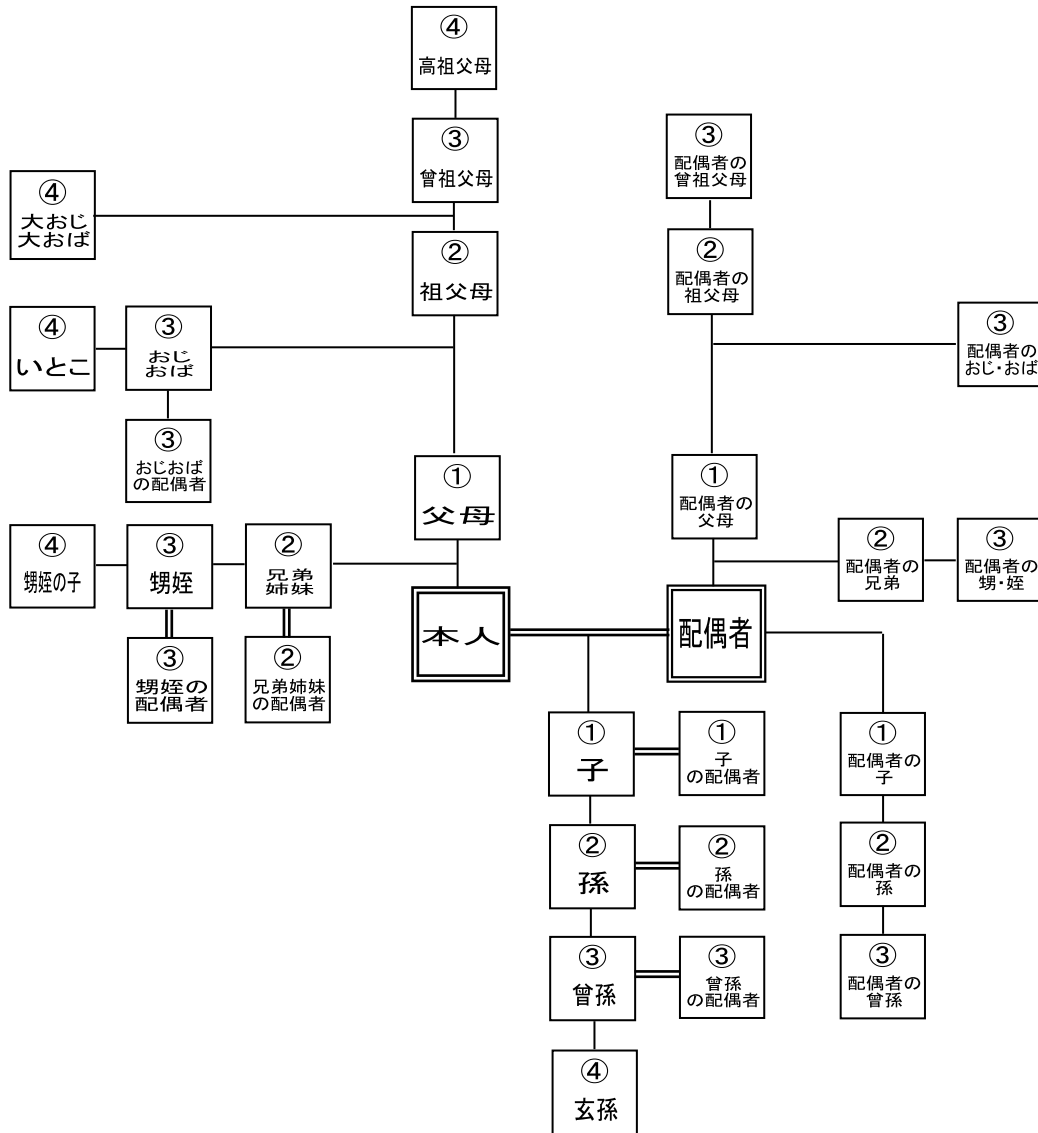
Q4. 申立はどこ家庭裁判所にすればよいのですか？

A. 本人の住所地を管轄する家庭裁判所にしてください。恵庭市の場合、札幌家庭裁判所になります。（連絡先はP15をご覧ください）



Q5. 母が再婚した後、亡くなりました。再婚相手が認知症となり成年後見制度の利用を考えています。本人と血の繋がった子どもはいません。申立をすることは出来ますか？

A. 申立が可能です。本人から見て、配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族の方が申立をすることができます。詳しくは、下図をご覧ください。



Q6. 成年後見制度の申立をする人がいない場合、どうしたらよいですか？

A. 身寄りがいないなどの理由で申立する人がいない認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方の保護を図るため、市町村長による申立が可能です。

Q7. 成年後見制度を利用しない場合に考えられる問題はなんですか？

A. 入院や施設入所契約や介護サービス契約を締結したり、遺産分割協議をするなどの法的行為が行えなくなったり、悪徳商法等の消費者被害に遭ってしまっても、契約行為を取消すことができず本人が不利益を被ることがあります。

Q8. 同居している家族がいる場合、成年後見制度は使う必要がないのでしょうか？

A. 本人が契約の内容を理解することが出来ない場合、家族が代わって行うことが習慣的に行われていますが、法的に本人の契約締結能力がない場合には契約は成立しません。ですから本人に代わって（本人の能力の足りないところを補って）法的に“本人として”契約できる後見人が必要になります。近年、家族が勝手に本人の預貯金を引き出したり、財産を処分するといった、本人の利益に反する「経済的虐待」が増加していることも背景にあります。

Q9. 法定後見人をするにあたり一人ではとても不安です。複数で後見人になることはできますか？

A. 複数の後見人等を選任することができます。複数後見人として身上監護に関することをあなたに、法律行為を伴う財産管理を法律専門家（第三者後見人）に役割を分担することもできます。しかし、複数後見人の選任は家庭裁判所が本人に必要とされる職務内容や本人の財産状況を考慮して決定することになっています。

Q10. 後見人(法定後見)の報酬はどうなりますか？

A. 後見人は1年間、後見業務を行ってから、家庭裁判所へ報酬に係る請求の申立を行い、家庭裁判所が報酬額を決めます。また、家庭裁判所は本人の財産状況を勘案し、支払いできる範囲で額を決定します。ですから「報酬費を払ったらお金がなくなる」ということは一般的にありません。

Q11. 選ばれた後見人に不満がある時はどうすれば良いですか？

A. 原則として、親族が、選任された後見人に不服があっても異議を唱えることはできません。後見人が、本人のお金を使い込んだり、後見人としての支援をしないのであれば、後見人に不適格な人ということで、親族や本人から家庭裁判所を通じて後見人を解任することができます。後見人を監督する人（後見人監督人）が家庭裁判所により選任されている場合は、その監督人に調査をしてもらうようにしてください。

2. 成年後見人として…

Q12. 成年後見人の役割は何ですか？

A. 成年後見人の役割は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身状況や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援することです。成年後見人の仕事は、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、成年後見人の仕事ではありません。

Q13. 後見人の知らない間に本人が布団を買ってしまいました…。どうしたらいいですか？

A. その布団が本当に必要なものであれば、本人のために使って下さい。しかし、悪質商法等に騙されてしまい布団を買ったならば、その布団を業者に返して、売買契約を取消して下さい。

Q14. 母の後見人に娘の私がいきました。父の遺産相続はどうすればいいですか？

A. お母さんの後見人という立場で、娘さんがお母さんの代理で相続手続きをおこなうことはできません。この場合は、お父さんの遺産相続の時だけ、後見人の特別代理人を別につける必要があります。この特別代理人には、相続人以外の人となります。

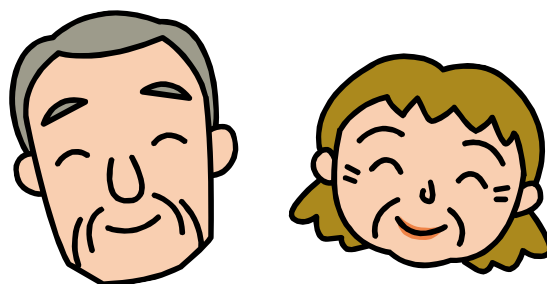
3. 任意後見制度利用前に…

Q15. 法定後見制度と任意後見制度とはどのような違いがありますか？

A. 後見業務に関しては概ね同じですが、任意後見制度の場合、どんなことを誰に支援してもらうかを予め自分で決めておくことができます。また、報酬費を決めておくことも可能です。注意点としては、任意後見人には自己決定権の尊重という趣旨から「取消権」が認められていません。この点が法定後見と任意後見との大きな違いでもあります。

Q16. 任意後見契約を締結した後に取りやめることや変更することは可能ですか？

A. 可能です。任意後見監督人が選任される前であれば、公証人の認証のある書面で行う必要があります。任意後見監督人が選任された後であれば家庭裁判所の許可が必要です。しかし、代理権の範囲等の変更など、代理権に関わるものは変更できません。もし、変更が必要であれば、一旦解除してから改めて契約する必要があります。報酬費など代理権に関わらない部分での変更は可能ですが、その場合も公正証書で行わなければなりません。



相談機関のご案内

■法定後見制度の申立、任意後見監督人選任の手続き

札幌家庭裁判所

※本人の住所地が恵庭市の場合です。

〒060-0042

札幌市中央区大通西1 2丁目

TEL：011-221-7281

■任意後見契約、公正証書の手続き

札幌大通公証役場

〒060-0042

札幌市中央区大通西4-1 道銀ビル10階

TEL：011-241-4267

札幌中公証役場

〒060-0042

札幌市中央区大通西11-4 登記センタービル5階

TEL：011-271-4977

■後見人候補者、制度利用の手続き等の依頼

※成年後見制度の専門的な研修を受けた、代表的な専門機関を掲載しております。

北海道社会福祉士会 権利擁護センター「ばあとなあ北海道」

〒060-0010

札幌市北区北10条西4丁目1 SCビル2階

TEL：011-717-6886

成年後見センター リーガルサポート 札幌支部

〒060-0042

札幌市中央区大通西13丁目 中菱ビル 札幌司法書士会館内

TEL：011-280-7077

札幌弁護士会 高齢者・障がい者支援センター「ホッと」

〒060-0042

札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル7階

TEL：011-242-4165

一般社団法人 北海道成年後見支援センター(北海道行政書士会)

〒060 - 0031

札幌市中央区北 1 条西 10 丁目 1 番 4 北 1 条サウザンビル5階

TEL : 011-210-0650

■日常生活自立支援事業の相談・利用申請

恵庭市社会福祉協議会

〒061-1446

恵庭市末広町 124 番地

TEL : 0123-33-9436

■制度全般の相談（制度の流れ、活用方法等）

●市内地域包括支援センター（高齢者の方）

たよれーる・みなみ

〒061-1423

恵庭市柏木町 429 番地の6

TEL : 0123-34-8467

たよれーる・ひがし

〒061-1409

恵庭市黄金南 5 丁目 11 番地の 4

TEL : 0123-35-1071

たよれーる・きた

〒061-1375

恵庭市南島松 6-1

TEL : 0123-36-5035

●障がい者相談センター（障がい者の方）

恵庭市障がい者総合相談支援センター（e-いらっと）

〒061-1446

恵庭市末広町 155 番地

TEL : 0123-33-8222

●市の相談窓口

恵庭市役所（障がい福祉課、介護福祉課）

〒061-1498

恵庭市京町1番地

TEL：0123-33-3131

内線：1215・1216（障がい福祉課）

1221・1222（介護福祉課）

保健センター

〒061-1375

恵庭市南島松828番地3

TEL：0123-37-4121

成年後見制度ガイドブック

平成21年10月：初版

平成23年 6月：改訂版

平成26年 4月：改訂版

発行：恵庭市
編集：恵庭市成年後見ネットワーク
(代表編集機関)

恵庭市保健福祉部介護福祉課（高齢者相談）

〒061-1498 恵庭市京町1番地

Tel 0123-33-3131（内線1221・1222）

Fax 0123-39-2715